

大津市最終保障供給約款

令和5年3月1日実施

大津市企業局

大津市最終保障供給約款 目次

I 最終保障供給約款の適用

1	適用	1
2	最終保障約款の届出及び変更	1
3	用語の定義	1
4	日数の取扱い	3

II 使用の申込み及び契約

5	使用の申込み	3
6	契約の成立及び変更	3
7	承諾の義務	3
8	ガスの使用開始日	4
9	名義の変更	4
10	ガス使用契約の解約	4
11	契約消滅後の関係	5

III ガス工事

12-1	ガス工事の申込み	5
12-2	ガス工事の承諾義務	5
13	ガス工事の実施	6
14-1	内管工事に伴う費用の負担	6
14-2	本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担	8
15	工事費等の申受け及び精算	9

IV 検針及び使用量の算定

16	検針	10
17	計量の単位	10
18	使用量の算定	10
19	使用量のお知らせ	12

V 料金等

20	料金の適用開始	12
21	支払期限	12
22	料金の算定及び申受け	12
23	単位料金の調整	13
24	料金の精算等	14
25	保証金	14
26	料金の支払方法	15
27	料金の口座振替	15
28	料金の払込み等	15

29	料金の支払日.....	15
30	遅収料金の支払方法.....	15
31	料金の支払順序.....	15
32	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	15

VI 供給

33	供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性.....	15
34	供給又は使用の制限等.....	16
35	供給停止.....	16
36	供給停止の解除.....	17
37	供給制限等の賠償.....	17

VII 保安

38	供給施設の保安責任.....	17
39	周知及び調査義務.....	17
40	保安に対するお客さまの協力.....	18
41	お客さまの責任.....	18
42	供給施設等の検査.....	19

VIII その他

43	使用場所への立ち入り	19
----	------------------	----

付 則

1	この最終保障約款の実施期日.....	20
(別表第1)	供給区域.....	20
(別表第2)	本支管及び整圧器工事費の本市の負担額.....	22
(別表第3)	本支管及び整圧器.....	23
(別表第4)	ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式.....	23
(別表第5)	最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式.....	23
(別表第6)	適用する料金表.....	23
(別表第7)	早収料金の日割計算(1)	26
(別表第8)	早収料金の日割計算(2)	26
(別表第9)	標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式 ..	26
(別表第10)	燃焼速度・ウォッベ指数	27

I 最終保障供給約款の適用

1. 適用

- (1) 本市が、ガス事業法第2条第5項に規定される最終保障供給（以下「最終保障供給」といいます。）を行う場合のガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、この最終保障供給約款（以下「この最終保障約款」といいます。）によります。なお、最終保障供給とは、いずれのガス小売事業者ともガスの小売供給契約についての交渉が成立しないお客さま等に対し、この最終保障約款に基づき本市がガスを小売供給することをいいます。
- (2) この最終保障約款は、別表第1の供給区域に適用いたします。
- (3) この最終保障約款に定めのない細目の事項は、必要に応じてこの最終保障約款の趣旨に則り、その都度お客さまと本市との協議によって定めます。

2. 最終保障供給約款の届出及び変更

- (1) この最終保障約款は、ガス事業法の規定に基づき近畿経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 本市は、ガス事業法の規定に基づき近畿経済産業局長に届け出て、この最終保障約款を変更することがあります。その場合、料金その他の供給条件は、変更後の最終保障供給約款によります。
- (3) 本市は、この最終保障約款を変更する場合は、本市ホームページ、事務所において、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

3. 用語の定義

この最終保障約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「熱量」… 温度摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。
- (2) 「標準熱量」… (1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (3) 「最低熱量」… お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。
- (4) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (5) 「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (6) 「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。
- (7) 「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(21)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。
- (8) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。
- (9) 「本支管」… 原則として公道（道路法（昭和27年法律第180号）その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、本市が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

 - ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令（昭和45年政令第320号）第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
 - ② 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に定める基準相当を満たすものであること
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
 - ⑤ その他本市が本支管及び供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること
- (10) 「供給管」… 本支管から分岐して、お客さまが所有又は占有する土地と道路との境界線に至る

までの導管をいいます。

- (11) 「内 管」… (10) の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。
- (12) 「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。
- (13) 「整 圧 器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (14) 「ハウスレギュレータ」… 中間圧 (ガスの圧力で最高圧力を超え0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。) 供給方式において、需要家に供給するガスの圧力を3.3に規定する圧力の範囲内に調整して需要家に供給するための装置をいいます。
- (15) 「昇圧防止装置」… 高所において需要家に供給するガスの圧力が最高圧力を超えるのを防止するための装置をいいます。
- (16) 「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器 (ガスを高压で蓄える容器をいいます。) を備えないものをいいます。
- (17) 「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (18) 「マイコンメーター」… マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ本市が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。
- (19) 「負荷計測器」… ガスメーターからのパルス信号を受信し、ガスの1時間当たりの使用量、全日使用量等を計量するための計測器をいいます。
- (20) 「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。
- (21) 「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。
- (22) 「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。
- (23) 「ガスメーターの能力」… 当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わしたものをいいます。
- (24) 「ガス工事」… 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (25) 「検 針」… 使用量を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取することをいいます。
- (26) 「消費税等相当額」… 消費税法 (昭和63年法律第108号) の規定により課される消費税及び地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。
- (27) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この最終保障約款においては10%とします。
- (28) 「需要場所」… ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
 - ① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅
各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。
なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。
 - イ 各戸が独立的に区画されていること
 - ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること
 - ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能 (炊事のための設備等) を有すること
 - ② 店舗、官公庁、工場その他
1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。
 - ③ 施設付住宅
1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合 (施設付住宅といいます。) には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

(29)「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが5（1）のガス使用の申込みを本市に行く直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。

なお、本市は、いずれのガス小売事業者とも託送供給契約が締結されていないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（本市がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。

(30)「休日」… 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日、日曜日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日をいいます。

4. 日数の取扱い

この最終保障約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

II 使用の申込み及び契約

5. 使用の申込み

- (1) 最終保障供給を希望する方は、あらかじめこの最終保障約款を承諾のうえ、本市にガス使用の申込みをしていただきます。
- (2) 申込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等本市が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申込んでいただきます。
- (3) 申込みの受付場所は、大津市役所新館1階、大津市企業局お客様センターといたします。

6. 契約の成立及び変更

- (1) この最終保障約款に基づくガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）は、本市が5（1）のガス使用の申込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。
- (2) お客さまが希望する場合又は本市が必要とする場合は、最終保障供給によるガスの使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、（1）にかかわらず契約書作成時に成立いたします。
- (3) 本市は、1需要場所について1つのガス使用契約を締結いたします。

7. 承諾の義務

- (1) 本市は、5（1）のガス使用の申込みがあった場合には、（2）の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、（3）から（5）の場合を除きます。
- (2) お客さまの資産となる3（10）の境界線よりガス栓までの供給施設は、本市又は本市に簡易内管施工店として登録を受けた者（以下、「簡易内管施工登録店」といいます。）が工事を実施したものであることを条件といたします。ただし、本市が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、本市又は簡易内管施工登録店が実施する工事は、大津市ガス供給条例及び大津市ガス供給規程によるものとします。
- (3) 本市は、次に掲げる本市の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申込みを承諾できないことがあります。
 - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
 - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
 - ④ 申込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、本市の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合（供給力を確保する十分な努力を行ったにもかかわらず、必要な供給力を得られな

った場合を含む。)

- (4) 本市は、申込者が本市と他のガスの供給及び使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾できないことがあります。
- (5) 本市は、申込者に対し25の保証金の支払いを求めたにもかかわらず、支払われていない場合は、申込みを承諾できないことがあります。
- (6) 本市は、(2) から (5) によりガス使用の申込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

8. ガスの使用開始日

本市は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、ガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。

- ① ガス小売事業者からの切替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する16(1)の定例検針日の翌日。ただし、お客さまの求めにより、本市が合意した日とする場合があります。
- ② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び36の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日。

9. 名義の変更

- (1) 最終保障供給を受けようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義を変更していただきます。
- (2) (1) の場合において、前に使用されていたお客さまのガス使用契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申込んでいただきます。

10. ガス使用契約の解約

- (1) 引越し（転出）等の理由による解約
 - ① お客さまが、引越し等の理由によりガスの使用を廃止する場合には、あらかじめその廃止の期日を本市に通知していただきます。この場合、本市は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。ただし、特別の理由なくして本市がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。
 - ② お客さまが本市にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、本市がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。

なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに35の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。
- (2) ガス小売事業者への契約切替えによる解約

お客さまがガス使用契約を解約し、新たにガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます。

本市は、当該ガス小売事業者からの依頼を受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日とします。
- (3) 本市は、7(3)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。
- (4) 本市は、35の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、本市の指定した期日までにそ

の理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に15日間及び5日間(休日を含みます。)の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。

1 1. 契約消滅後の関係

- (1) ガス使用契約期間中に本市とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、10の規定によってガス使用契約が解約されても消滅いたしません。
- (2) 本市は、10の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等本市所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

Ⅲ ガス工事

本市は、ガス工事に関して以下のように取り扱います。

1 2-1. ガス工事の申込み

- (1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申込み方(以下、「工事申込者」といいます。)は、大津市ガス供給条例に基づき、本市又は簡易内管施工登録店にガス工事の申込みをしていただきます。ただし、簡易内管施工登録店へのガス工事の申込みは、13(2)の工事に限ります。
- (2) (1)のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) 建築事業者及び宅地造成事業者等(以下「建築事業者等」といいます。)は、お客さまのため、(1)のガス工事を本市に申込みことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。
- (4) ガスメーターの決定及び設置は、次に掲げるとおりといたします。
 - ① 本市は、(1)の申込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申込みのときに、お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器(使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。)を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。
 - ② 家庭用にガスを使用される場合には、①の標準的ガス消費量を算出するにあたって次の消費機器を算出の対象から除きます。
 - イ オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの
 - ロ 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの(大型と小型の場合は、小型のものとしします。)
 - ③ 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議のうえで①の標準的ガス消費量を算出することがあります。
 - ④ 本市は、1需要場所につきガスメーター1個を設置いたします。なお、本市が特別の事情があると判断したときには、1需要場所につきガスメーターを2個以上設置することがあります。
 - ⑤ 本市は、お客さまと協議のうえで、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。

1 2-2. ガス工事の承諾義務

- (1) 本市は、12-1(1)のガス工事の申込みがあった場合には、(2)に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 本市は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申込みを承諾できないことがあります。
 - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合

- ② 申込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、本市の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合
- (3) 本市は、(2)によりガス工事の申込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく工事申込者にお知らせいたします。

1 3. ガス工事の実施

—ガス工事の施工者等—

- (1) ガス工事は、本市が施工いたします。ただし、(2)に定める工事は、簡易内管施工登録店に施工させることができます。
- (2) ガス工事のうち、工事申込者が簡易内管施工登録店に申込み、施工させることができる工事は、圧力が低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）で供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）でそのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。
- ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
 - ③ 継手のみ使用してガス栓を増設する工事
 - ④ 継手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
 - ⑤ ガス栓のみを取替える工事
 - ⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事
- (3) 工事申込者がガス工事を簡易内管施工登録店に申込み、施工させる場合、工事費その他条件は工事申込者と簡易内管施工登録店との間で定めていただくこととし、本市はこれに関与しません。またその工事に関して後日補修が必要となったとき又は工事申込者が損害を受けられたとき等には、工事申込者と簡易内管施工登録店との間で協議のうえ解決していただくこととし、本市はこれに関与しません。

—気密試験等—

- (4) 本市が施工した内管及びガス栓を本市が工事申込者に引き渡すにあたっては、本市はあらかじめ内管の気密試験を行います。
- (5) 簡易内管施工登録店が施工した内管及びガス栓を簡易内管施工登録店が工事申込者に引き渡すにあたっては、簡易内管施工登録店が内管の気密試験を行います。ただし、本市が必要と認めた場合には、本市が内管の気密試験を行うことがあります。
- (6) 簡易内管施工登録店が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで本市は当該施設へのガスの供給をお断りすることがあります。

— 供給施設等の設置承諾 —

- (7) 本市は、3(10)の境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地及び建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じても本市は責任を負いません。
- (8) 本市が、お客さまのために私道に導管を埋設する場合には、お客さまは私道所有者等からの承諾を得ていただきます。
- (9) 本市は、本市又は簡易内管施工登録店が供給施設を設置した場合、門口等、3(10)の境界線内に本市所定の標識を掲げさせていただきます。

1 4-1. 内管工事に伴う費用の負担

— 供給施設の所有区分と工事費 —

- (1) 内管及びガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (2) 内管及びガス栓の所有権（簡易内管施工登録店が実施する工事で設置するものは除く。）は、工事費の全額が支払われるまでは本市が留保するものとし、お客様は本市の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります（(4) (6) (8)において同じ。）。
- (3) 内管及びガス栓（簡易内管施工登録店が実施する工事で設置するものは除く。）の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、①に定める方法により算定した見積単価（ただし、②に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものいたします。
- ① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m当たり、1 個当たり又は1 箇所当たり等で表示いたします。なお、見積単価を記載した見積単価表は、本市の事業所等に掲示しています。
- イ 材料費
材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手及びその他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。
- ロ 労務費
労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。
- ハ 運搬費
運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。
- ニ 設計監督費
設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。
- ホ 諸経費
諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。
- ② 次の各号に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものいたします。
- イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事
- ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事
- ハ 本市が承認する規格・工法に基づき、工場内で本市が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客様が提供する工事
- (4) お客様のために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (5) (4) に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。
- (6) お客様の申込みによりそのお客様のために設置される整圧器は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (7) (6) に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。
- (8) お客様の申込みにより設置される昇圧供給装置はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (9) (8) に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。
- (10) ガスメーター、負荷計測器、ハウスレギュレーター及び昇圧防止装置は本市所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）は、お客様にご負担していただきます。
- ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、本市都合により工事が発生する場合には、

これに要する工事費は本市が負担いたします。

(11) 供給管は本市の所有とし、これに要する工事費は、本市が負担いたします。

ただし、お客さまの依頼により供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといいたします。）は、お客さまにご負担していただきます。

— 工事材料の提供と工事費算定 —

(12) 本市は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。

① 本市は、お客さまが工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。

お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといいたします。）をお客さまにご負担していただきます。

② 本市は、本市が承認する規格・工法に基づき、工場内で本市が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）をお客さまにご負担していただきます。

③ ②のお客さまが提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ本市と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令及び本市の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること

ロ 本市が指定する講習を修了した者により、本市が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

— 修繕費の負担 —

(13) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといいたします。）はお客さまにご負担していただき、本市所有の供給施設の修繕費は本市が負担することを原則といたします。

14-2. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担

— 工事負担金 —

(1) 本支管及び整圧器（14-1（6）の整圧器を除きます。）は本市の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。なお、本市が設置した本支管及び整圧器（14-1（6）の整圧器を除きます。）は、本市が他のお客さまへのガス供給のためにも使用いたします。

① ガス工事の申込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合においてお客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第3に掲げる本支管及び整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要な最小限度の口径のものをいいます。）の設置工事に要する費用（以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものといいたします。）が別表第2の本市の負担額を超えるときは、その差額

② ガス工事の申込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のものの材料価額（全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものといいたします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたものといいたします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第2の本市の負担額を超えるときは、その差額

③ ガス工事の申込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第2の本市の負担額を超えるときは、その差額

— 複数のお客さまから申込みがあった場合の工事負担金の算定 —

(2) 複数のお客さまからガス工事の申込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、本市が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができると

きには、お客さまと協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。

- (3) (2) の場合、本市が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数のお客さまについての別表第2の本市負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただくものとし、公平の原則に基づきそれぞれのお客さま別に割り振り、算定いたします。
- (4) (2) の「1つの工事」とは、同時になされた全てのお客さまの申込みについて、本市が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。
- (5) 複数のお客さまから共同してガス工事の申込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申込みを1つの申込みとして取り扱うことがあります。
- (6) (5) の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数のお客さまについての別表第2の本市の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。この工事負担金は、それぞれのお客さまごとの算定を行いません（(8)、(9)において同じ。）。
- (7) 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申込みがあり、それに伴って延長工事又は入取替工事を行う場合は、(5) の申込みがあったものとして取り扱います。
- (8) (7) の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、使用予定者についての別表第2の本市の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。

一 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 一

- (9) 本市は、宅地分譲地についてガス工事の申込みがあった場合は、次により取り扱います。
 - ① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。
 - ② 申込みによるガスの使用予定者への供給に必要な本支管及び整圧器の新設・入取替工事費が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第2の本市の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。
 - ③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。

15. 工事費等の申受け及び精算

- (1) 本市は、14-1の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。）の前日までに全額申受けます。
- (2) 本市は、14-2の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（14-1（6）の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申受けます。
- (3) 本市は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に14-1及び14-2の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を全額申受けます。
- (4) 本市は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。
 - ① 工事の設計後にお客さまの申出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき
 - ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変

更があったとき

- ③ 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動があったとき
- ④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき

IV 検針及び使用量の算定

16. 検 針

— 検針の手順 —

- (1) 本市は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。
 - ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
 - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (2) 本市は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
 - ① 8②に規定するガスの使用開始日
 - ② 10(1)から(3)の規定により解約を行った日
 - ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日
 - ④ 36の規定によりガスの供給を再開した日
 - ⑤ ガスメーターを取り替えた日
 - ⑥ 8①ただし書に規定する日（お客さまの求めにより、本市が合意したガスの使用開始日）の前日
 - ⑦ その他本市が必要と認めた日

— 検針の省略 —

- (3) 本市は、お客さまが8なお書、8①ただし書及び8②に規定するガスの使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が7日（3(30)に規定する休日を除きます。）以下の場合、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。
- (4) 本市は、ガス使用契約が10(1)又は(2)の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が7日（3(30)に規定する休日を除きます。）以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。
- (5) 本市は、(2)③の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの期間が3日（3(30)に規定する休日を除きます。）以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。
- (6) 本市は、お客さまの不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

17. 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。
- (3) 18(9)又は(12)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。

18. 使用量の算定

- (1) 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

また、8なお書及び8①本文の場合には、使用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における

検針値として取り扱います。

(2) (1) の「検針日」とは、次の日をいいます ((3)、(7) 及び 21 (1) において同じ。)

- ① 16 (1) 及び (2) (ただし、⑤を除きます。) の日であって、検針を行った日
- ② (4) から (7) までの規定により使用量を算定した日
- ③ (8) の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日

(3) (1) の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

- ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間 (②及び③の場合を除きます。)
- ② 8②に規定する新たにガスの使用を開始した場合又は 36 の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
- ③ 35 の規定によりガスの供給を停止した日に 36 の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —

(4) 本市は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間 (以下「推定料金算定期間」といいます。) の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします (なお、8①(ただし書の場合を除く。)) に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、本市が保有する託送供給に係る検針値を用いて同様に使用量を算定いたします。)。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間 (以下「翌料金算定期間」といいます。) の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V2 = M2 - M1 - V1$$

(備 考)

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(5) (4) で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

$$\textcircled{1} \quad V2 = (M2 - M1) \times 1 / 2 \quad (\text{小数点第 1 位以下の端数は切り上げます。})$$

$$\textcircled{2} \quad V1 = (M2 - M1) - V2$$

(備 考)

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) 本市は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきときは、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきときは、その月の使用量は 0 立方メートルといたします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(7) 本市は、8①ただし書及び 8②に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は 0 立方メートルといたします。

— 災害及び感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

(8) 本市は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4) から (7) に準じて算定いたします。なお、後日、ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10) 又は (11) に準じて使用量を算定し直します。

(9) 本市は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前 3 か月分を超えない範囲内で、別表第 4

の算式により使用量を算定いたします。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

- (10) 本市は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明な場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。
- (11) 本市は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難な場合には、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定することがあります。なお、お客さまより申出がある場合は、協議のうえ、改めて使用量を算定し直します。
- (12) 本市は、33(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

19. 使用量のお知らせ

本市は、18の規定により使用量を算定したときは、速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。

V 料金等

20. 料金の適用開始

料金は、8のガスの使用開始日又は36の規定により供給を再開した日から適用いたします。

21. 支払期限

- (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、納入通知書の発行の日が発生いたします。
- (2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。
- (3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

22. 料金の算定及び申受け

— 料金の種類 —

- (1) 本市は、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定める遅収料金のいずれかで料金を申受けます。

— 早収料金 —

- (2) 本市は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (3) 本市は、料金を口座振替により支払われる使用者で、本市の都合により、料金を早収期間の最終日の翌日以降に使用者の預金口座から引き落とした場合は、早収期間内に納入されたものとする。

— 早収料金の算定方法 —

- (4) 本市は、別表第6の料金表を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、12-1(4)④の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として早収料金を算定いたします（(7)及び(8)の場合も同様といたします。）。

— 料金算定期間及び日割計算 —

- (5) 本市は、(6)の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」

として早収料金を算定いたします。

(6) 本市は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定いたします。ただし、本市の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。

① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合

② 8なお書、8①ただし書及び8②の場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

③ 10(1)から(3)の規定により解約を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

④ 35の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合(16(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)

⑤ 36の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合(16(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)

⑥ 34(1)の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(7) 本市は、(6)①から⑤までの規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、別表第7によります。

(8) 本市は、(6)⑥の規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、別表第8によります。

— 遅収料金 —

(9) 料金の支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。

— 端数処理 —

(10) 本市は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

(11) 本市は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金(基準単位料金又は調整単位料金)をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

2.3. 単位料金の調整

(1) 本市は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

65,360円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第6の2の(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が177,340円を超えるときは、177,340円とする。この場合において、価額及び数量とは財務省が関税法（昭和29年法律第61号）第102条の規定により公表する貿易に関する統計に基づく価額及び数量とします。

（算定式）

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格×0.9783

+ トン当たりLPG平均価格×0.0232

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、事務所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

24. 料金の精算等

- (1) 本市は、18(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 本市は、すでに料金としていただいた金額と18(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (3) 本市は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、33(2)で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第9の算式により算定した金額（消費税等相当額を含みます。）をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。

25. 保証金

- (1) 本市は、5(1)の申込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約終了もしくは解約の日以降60日目までといたします。
- (3) 本市は、保証金について利息を付しません。
- (4) 本市は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、本市の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。

- (5) 本市は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、保証金((4)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。

26. 料金の支払方法

- (1) 料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。また、36①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。
- (2) 本市が必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず本市の集金員に料金をお支払いいただきます。

27. 料金の口座振替

- (1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、本市が指定した金融機関といたします。
- (2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、本市所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ本市又は金融機関に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の口座振替日は、本市が指定した日といたします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは、料金を払込みの方法でお支払いいただきます。

28. 料金の払込み等

お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、本市が作成した納入通知書により、本市、指定金融機関又はコンビニエンスストア等で支払っていただきます。

29. 料金の支払日

本市は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に、指定金融機関又はコンビニエンスストア等に料金を払い込みの方法で支払う場合は、その指定金融機関又はコンビニエンスストア等に払い込まれた日に、本市に対する支払いがなされたものといたします。

30. 遅収料金の支払方法

- (1) お客さまが遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限日までに支払っていただき、この金額と遅収料金との差額(以下「遅収加算額」といいます。)を翌月以降にお支払いいただきます。
- (2) 遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、翌月以降の料金と同時にお支払いいただきます。

31. 料金の支払順序

料金(本市とのガスの供給及び使用に関する契約の料金を含みます。)は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

32. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法

お客さまは、工事費、供給施設の修繕費及び検査料その他代金を、原則として払い込みの方法で、本市又は指定金融機関等でお支払いいただきます。

VI 供 給

33. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- (1) 本市は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性(以下「熱量等」といいます。)のガスを供給いたします。なお、燃焼性は消費機器に対する適合性を示すもので、別表第10の燃焼速度とウォッベ指

数との組み合わせによって決められるものです。

- (2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、本市の類別は13Aですので、消費機器は13Aとされている消費機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	……………	45メガジュール
	最低熱量	……………	44メガジュール
圧力	最高圧力	……………	2.5キロパスカル
	最低圧力	……………	1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……………	47
	最低燃焼速度	……………	35
	最高ウォッベ指数	……………	57.8
	最低ウォッベ指数	……………	52.7
	ガスグループ	……………	13A
	燃焼性の類別(旧呼称)	……………	13A

- (3) 本市は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (4) 本市は、(2)に規定するガスの熱量等及び(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、本市の責めに帰すべき事由がないときは、本市は賠償の責任を負いません。

34. 供給又は使用の制限等

- (1) 本市は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。
- ① 災害等その他の不可抗力による場合
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他施工(ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。)のため特に必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合(40(1)の処置をとる場合を含みます。)
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合
 - ⑧ その他本市のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
- (2) 本市は、33(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び(1)の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

35. 供給停止

本市は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、本市が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間及び5日間(休日を含みます。)の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。

- ① 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合
- ② 本市とその他のガスの供給及び使用に関する契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ③ この最終保障約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合

- ④ 4 3 各号に掲げる本市の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合
- ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ⑥ 3 (10) の境界線内の本市のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、本市に重大な損害を与えた場合
- ⑦ 4 0 (5) 及び4 1 (4) の規定に違反した場合
- ⑧ その他この最終保障約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

3 6. 供給停止の解除

3 5 の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを本市が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

- ① 3 5 ① の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合
- ② 3 5 ② の規定により供給を停止したときは、本市との他のガスの供給及び使用に関する契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合
- ③ 3 5 ③、④、⑤、⑥、⑦又は⑧の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、本市に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合

3 7. 供給制限等の賠償

本市が1 0(4)、3 4 又は3 5 の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、本市の責めに帰すべき事由がないときは、本市は賠償の責任を負いません。

Ⅶ 保 安

3 8. 供給施設の保安責任

- (1) 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管及びガス栓等、お客さまの資産となる3 (10) の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 本市は、ガス事業法令の定めるところにより、(1) の供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 本市は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、本市は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが本市の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、本市は賠償の責任を負いません。

3 9. 周知及び調査義務

- (1) 本市は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 本市は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 本市は、(2) のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

- (4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1) から (3) までの周知及び調査を実施できません。
また、本市は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。
- (5) 本市は、ガス使用契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。

4 0. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、本市に通知していただきます。この場合、本市は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 本市は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただく場合があります。
供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1) の場合に準じて本市に通知していただきます。
- (3) お客さまは、3 8 (3) 及び3 9 (2) のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 本市は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (5) 本市は、お客さまが本市の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは3 3 (2) に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客さまは、本市が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 本市は、必要に応じてお客さまの3 (10) の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。

4 1. お客さまの責任

- (1) お客さまは、3 9 (1) の規定により本市がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置若しくは撤去する場合又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ本市の承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、本市の指定する場所に本市が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること
 - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
 - ③ 3 3 (2) に規定する供給ガスに適合するものであること
 - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること
 - ⑤ 本市で認めた安全装置を備えるものであること
- (5) ガス事業法第6 2 条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
- ① 一般ガス導管事業の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと
 - ③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること

4 2. 供給施設等の検査

- (1) お客さまは、本市にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものとしたします。（2）において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は本市が負担いたします。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及びガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を本市に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまにご負担していただきます。
- (3) 本市は、(1) 及び (2) に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまは、本市が (1) 及び (2) に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。

Ⅷ その他

4 3. 使用場所への立ち入り

本市は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- ② 供給施設の検査及び消費機器の調査のための作業
- ③ 本市の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
- ④ 10（1）から（4）の規定による解約に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ 34又は35の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
- ⑥ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業
- ⑦ その他保安上の理由により必要な作業

附 則

1. この最終保障約款の実施期日

この最終保障約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

附 則

1. この最終保障約款の実施期日

この最終保障約款は、平成31年4月1日から実施いたします。

附 則

1. この最終保障約款の実施期日

この最終保障約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. この最終保障約款の実施に伴う経過措置

(1) 1の規定による実施後の最終保障供給約款（(3)において「新最終保障約款」といいます。）の規定にかかわらず、この約款の実施日（以下「実施日」といいます。）前から継続して供給しているガスの使用で、実施日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（実施日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるガスの使用（以下この項において「特定継続供給に係るガスの使用」といいます。）にあっては、当該確定したもののうち、実施日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいいます。以下この項において同じ。）から実施日以後初めて

料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「経過措置適用部分」といいます。）の当該確定した料金（特定継続供給に係るガスの使用にあつては、当該確定した料金のうち経過措置適用部分に対応する部分に限ります。）については、実施前の最終保障供給約款（（3）において「旧最終保障約款」といいます。）を適用いたします。

- (2) (1) の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。
- (3) 旧最終保障約款14-1及び14-2に規定する工事又は修繕（以下この項において「工事等」といいます。）のうち、実施日以後に工事等が完成するもの又はガスの供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新最終保障約款を適用いたします。ただし、平成31年4月1日前に契約が成立し、実施日以後に工事等が完成するもの（14-2に規定する工事を除きます。）については、旧最終保障約款を適用いたします。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額となった契約金額については、新最終保障約款を適用いたします。

附 則

1. この最終保障約款の実施期日

この最終保障約款は、令和3年4月1日から実施いたします。

附 則

1. この最終保障約款の実施期日

この最終保障約款は、令和4年4月1日から実施いたします。

附 則

1. この最終保障約款の実施期日

この最終保障約款は、令和5年3月1日から実施いたします。

2. この最終保障約款の実施に伴う経過措置

- (1) 23.(1)の規定により調整単位料金を算定する場合において、23.(2)②の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる3か月間の平均原料価格を算定するときにおける期間の区分に応じ、23.(2)②中「177,340円」をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とします。

令和4年11月から令和5年1月までの3か月間	116,700円
令和4年12月から令和5年2月までの3か月間	128,820円
令和5年1月から同年3月までの3か月間	140,940円
令和5年2月から同年4月までの3か月間	153,060円
令和5年3月から同年5月までの3か月間	165,180円

- (2) 改正後の最終保障約款の規定は、令和5年4月1日以後の日をその末日とする料金算定期間の料金又はその料金に係る調整単位料金について適用し、同月1日前の日をその末日とする料金算定期間の料金又はその料金に係る調整単位料金については、なお従前の例のとおりとします。

最終保障供給約款 / 別表

(別表第1) 供給区域

滋賀県	<p>大津市和邇中浜、和邇高城の一部(字打越(市道高城台4号線以東かつ市道池ノ坊線以北及び市道池ノ坊線以南かつ市道高城台5号線以東に限る。)、字池ノ坊(市道高城台5号線以東に限る。)、字池田ヶ谷(市道高城台5号線以東に限る。)、字願成寺(257番地の2、258番地、259番地の1及び同番地の2、260番地の1から同番地の3まで、261番地、261番地の1及び同番地の2、262番地、263番地、264番地の1及び同番地の2、265番地の1及び同番地の2、266番地、267番地の1から同番地の10まで、268番地の1及び同番地の3並びに269番地の1及び同番地の3に限る。)、字野妻、字上ノ海道(140番地、141番地及び142番地の1から同番地の6までを除く。)、字家ノ下、字親田、字塩田、字南出、字竹ヶ花及び字足田に限る。)、和邇中、和邇南浜、和邇今宿、小野、水明一丁目、水明二丁目、朝日一丁目、朝日二丁目、湖青一丁目、湖青二丁目、山百合の丘、伊香立向在地町、伊香立生津町、伊香立上在地町、伊香立北在地町、伊香立下在地町、伊香立南庄町(県道伊香立浜大津線以東に限る。)、伊香立上龍華町、伊香立下龍華町の一部(県道途中志賀線以南並びに140番地の2、141番地及び320番地に限る。)、真野一丁目、真野二丁目、真野三丁目、真野四丁目、真野五丁目、真野六丁目、真野普門一丁目、真野普門二丁目、真野普門三丁目、真野普門町、真野佐川町、真野大野一丁目、真野大野二丁目、真野家田町、真野谷口町、向陽町、美空町、花園町、清風町、陽明町、緑町、清和町、堅田一丁目、堅田二丁目、本堅田一丁目、本堅田二丁目、本堅田三丁目、本堅田四丁目、本堅田五丁目、本堅田六丁目、衣川一丁目、衣川二丁目、衣川三丁目、今堅田一丁目、今堅田二丁目、今堅田三丁目、仰木二丁目の一部(一級河川天神川以南かつ奥比叡ドライブウェイ以東かつ普通河川雄琴川以北に限る。)、仰木三丁目、仰木四丁目の一部(一級河川天神川以南に限る。)、仰木五丁目の一部(一級河川天神川以南に限る。)、仰木六丁目、仰木七丁目の一部(一級河川天神川以南に限る。)、仰木の里一丁目、仰木の里二丁目、仰木の里三丁目、仰木の里四丁目、仰木の里五丁目、仰木の里六丁目、仰木の里七丁目、仰木の里東一丁目、仰木の里東二丁目、仰木の里東三丁目、仰木の里東四丁目、仰木の里東五丁目、仰木の里東六丁目、仰木の里東七丁目、仰木の里東八丁目、雄琴一丁目、雄琴二丁目、雄琴三丁目、雄琴四丁目、雄琴五丁目、雄琴六丁目、雄琴北一丁目、雄琴北二丁目、千野一丁目、千野二丁目、千野三丁目、苗鹿一丁目、苗鹿二丁目、苗鹿三丁目、坂本一丁目、坂本二丁目、坂本三丁目、坂本四丁目、坂本五丁目、坂本六丁目、坂本七丁目、坂本八丁目、坂本本町の一部(県道比叡山線以南かつ県道比叡山線と林道大宮谷線の交点と一級河川藤ノ木川と比叡山鉄道比叡山鉄道線の交点を結ぶ線以東かつ一級河川藤ノ木川以北に限る。)、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、日吉台四丁目、下阪本一丁目、下阪本二丁目、下阪本三丁目、下阪本四丁目、下阪本五丁目、下阪本六丁目、比叡辻一丁目、比叡辻二丁目、木の岡町、穴太一丁目、穴太二丁目、穴太三丁目、弥生町、唐崎一丁目、唐崎二丁目、唐崎三丁目、唐崎四丁目、滋賀里一丁目、滋賀里二丁目、滋賀里三丁目、滋賀里四丁目、蓮池町、あかね町、見世一丁目、見世二丁目、際川一丁目、際川二丁目、際川三丁目、際川四丁目、高砂町、南志賀一丁目、南志賀二丁目、南志賀三丁目、南志賀四丁目、勸学一丁目、勸学二丁目、神宮町、柳川一丁目、柳川二丁目、鏡が浜、二本松、柳が崎、錦織一丁目、錦織二丁目、錦織三丁目、桜野町一丁目、桜野町二丁目、松山町、千石台、皇子が丘一丁目、皇子が丘二丁目、皇子が丘三丁目、滋賀里町甲、滋賀里町乙、南滋賀町、錦織町、大谷町、追分町、横木一丁目、横木二丁目の一部(24番及び26番から30番までを除く。)、茶戸町、稲葉台、藤尾奥町の一部(10番、11番、12番(水路(大津市の管理する普通河川等)以西)及び26番から30番までを除く。)、大門通、園城寺町、山上町、観音寺、尾花川、茶が崎、御陵町、浜大津一丁目、浜大津二丁目、浜大津三丁目、浜大津四丁目、浜大津五丁目、長等一丁目、長等二丁目、長等三丁目、三井寺町、小関町、神出開町、梅林一丁</p>
-----	---

目、梅林二丁目、末広町、春日町、御幸町、逢坂一丁目、逢坂二丁目、札の辻、音羽台、朝日が丘一丁目、朝日が丘二丁目、本宮一丁目、本宮二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目、島の関、浜町、におの浜一丁目、におの浜二丁目、におの浜三丁目、におの浜四丁目、西の庄、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、鶴の里、石場、松本一丁目、松本二丁目、打出浜、竜が丘、由美浜、木下町、昭和町、相模町、膳所一丁目、膳所二丁目、丸の内町、本丸町、中庄一丁目、中庄二丁目、御殿浜、杉浦町、別保一丁目、別保二丁目、別保三丁目、湖城が丘、池の里、膳所池ノ内町、秋葉台、富士見台、膳所平尾町、膳所雲雀丘町、膳所上別保町、園山一丁目、園山二丁目、園山三丁目、美崎町、若葉台、松原町、栗津町、栄町、鳥居川町、唐橋町、北大路一丁目、北大路二丁目、北大路三丁目、田辺町、光が丘町、晴嵐一丁目、晴嵐二丁目、螢谷、国分一丁目、国分二丁目、石山寺一丁目、石山寺二丁目、石山寺三丁目、石山寺四丁目、石山寺五丁目、大平一丁目、大平二丁目、石山寺辺町、平津一丁目、平津二丁目、石山平津町、千町一丁目、千町二丁目、千町三丁目、千町四丁目、石山千町、赤尾町、南郷一丁目、南郷二丁目、南郷三丁目、南郷四丁目、南郷五丁目、南郷六丁目、南郷上山町、石山南郷町（字山口及び字上山に限る。）、大石曾束一丁目、大石曾束二丁目、大石曾束三丁目、大石曾束四丁目、大石曾束五丁目、大石小田原一丁目、大石小田原二丁目、大石龍門一丁目、大石龍門二丁目、大石龍門三丁目、大石龍門四丁目、大石龍門五丁目、大石龍門六丁目、大石淀一丁目、大石淀二丁目、大石淀三丁目、大石中一丁目、大石中二丁目、大石中三丁目、大石中四丁目、大石中五丁目、大石中六丁目、大石中七丁目、大石東一丁目、大石東二丁目、大石東三丁目、大石東四丁目、大石東五丁目、大石東六丁目、大石東七丁目、羽栗一丁目、羽栗二丁目、羽栗三丁目、森一丁目、森二丁目、森三丁目、枝一丁目、枝二丁目、枝三丁目、枝四丁目、里一丁目、里二丁目、里三丁目、里四丁目、里五丁目の一部（8番27号から同番31号まで、10番1号から同番12号まで、11番1号及び同番2号、11番11号から同番32号まで、13番6号から同番17号まで、16番9号から同番18号まで、22番1号から同番11号まで並びに22番13号から同番17号までを除く。）、里六丁目の一部（1番から20番までを除く。）、石居一丁目、石居二丁目、石居三丁目、稲津一丁目、稲津二丁目、稲津三丁目、稲津四丁目、稲津五丁目、黒津一丁目、黒津二丁目、黒津三丁目の一部（1番から5番まで及び7番を除く。）、黒津四丁目、黒津五丁目、太子一丁目、太子二丁目、関津一丁目、関津二丁目、関津三丁目、関津四丁目、関津五丁目、関津六丁目の一部（1番1号から同番8号まで、2番から8番まで、10番19号から同番45号まで、11番から17番まで、18番6号から同番14号まで及び20番から23番までを除く。）、田上稲津町、桐生一丁目、桐生二丁目、桐生三丁目、牧一丁目、牧二丁目、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、上田上中野町字西山、大鳥居、芝原一丁目、芝原二丁目、堂一丁目、堂二丁目、新免一丁目、新免二丁目、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山七丁目、青山八丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、松が丘三丁目、松が丘四丁目、松が丘五丁目、松が丘六丁目、松が丘七丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目、瀬田三丁目、瀬田四丁目、瀬田五丁目、瀬田六丁目、神領一丁目、神領二丁目、神領三丁目、神領四丁目、神領五丁目、野郷原一丁目、野郷原二丁目、松陽一丁目、松陽二丁目、松陽三丁目、松陽四丁目、三大寺、玉野浦、大江一丁目、大江二丁目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江六丁目、大江七丁目、大江八丁目、大萱一丁目、大萱二丁目、大萱三丁目、大萱四丁目、大萱五丁目、大萱六丁目、大萱七丁目、萱野浦、大將軍一丁目、大將軍二丁目、大將軍三丁目、一里山一丁目、一里山二丁目、一里山三丁目、一里山四丁目、一里山五丁目、一里山六丁目、一里山七丁目、月輪一丁目、月輪二丁目、月輪三丁目、月輪四丁目、月輪五丁目、栗林町、瀬田橋本町、瀬田神領町の一部（県道大津信楽線以西）、瀬田大江町、瀬田南大萱町、瀬田月輪町

(別表第2) 本支管及び整圧器工事費の本市の負担額

1. ガスメーターの能力別本市負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき本市の負担する金額
2. 5立方メートル毎時以下	170,000円
4立方メートル毎時	272,000円
6立方メートル毎時	408,000円
10立方メートル毎時	680,000円
16立方メートル毎時	1,088,000円
25立方メートル毎時	1,700,000円
40立方メートル毎時	2,720,000円

上記以外のガスメーターを設置する場合の本市負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき68,000円の割合で計算した金額といたします。なお、設置するガスメーターの能力が800立方メートル毎時を超える場合は、800立方メートル毎時といたします。

2. 33(3)の規定に基づく圧力のガスを供給する場合の本市負担額は、1により算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。

<係数>

最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合・・・ 2

最高圧力が0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満の場合・・・ 4

(別表第3) 本支管及び整圧器

	口 径
本支管	50ミリメートル
	75 "
	100 "
	150 "
	200 "
	300 "
	ただし、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上の導管を用いる場合には、口径100ミリメートル以上とする。
整圧器	50ミリメートル
	80 "
	100 "
	150 "
	200 "

(別表第4) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動(正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。)の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動(正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。)の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、18(9)の規定により算定する使用量

V1 は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合(パーセント)

(別表第5) 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 2.0}$$

(備考)

V は、18(12)の規定により算定する使用量

P は、最高圧力を超えて供給する圧力(キロパスカル)

V1 は、ガスメーターの検針量

(別表第6) 適用する料金表

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあ

っては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。

① 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	842.29円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	193.82円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,273.48円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	172.26円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,405.48円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	169.62円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1, 543. 76円
------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	168. 24円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

7. 料金表E

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2, 335. 76円
------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	164. 28円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

8. 料金表F

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3, 643. 20円
------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	161. 66円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表第7) 早収料金の日割計算(1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B、料金表C、料金表D、料金表E又は料金表Fの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備考)

- ① 基本料金は、別表第6の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

(2) 従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。

(別表第8) 早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B、料金表C、料金表D、料金表E又は料金表Fの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×(30-供給中止期間の日数)÷30

(備考)

- ① 基本料金は、別表第6の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

(2) 従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。

(別表第9) 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備考)

- D = 24(3)の規定により算定する金額
- F = 22の規定により算定した従量料金
- C = 33(2)に規定する標準熱量
- A = ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

(別表第10) 燃焼速度・ウォッペ指数

(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の算式によって得られる数値をいいます。

[算式] $MCP = \sum (S_i f_i A_i) / \sum (f_i A_i) \times (1 - K)$

MCPは、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率(体積百分率)

Kは、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right\}^2$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO₂は、ガス中の二酸化炭素の含有率(体積百分率)

N₂は、ガス中の窒素の含有率(体積百分率)

O₂は、ガス中の酸素の含有率(体積百分率)

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S_i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f_i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α_i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) ウォッペ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいいます。

[算式] $WI = H / \sqrt{a}$

WI = ウォッベ指数

a = ガスの空気に対する比重

H = ガスの熱量 (メガジュール)

(3) 燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の類別	ガスグループ	ウォッベ指数 (WI)		燃焼速度 (MC P)	
		最小値	最大値	最小値	最大値
13A	13A	52.7	57.8	35	47